

令和元年8月29日 決裁

令和2年3月1日 決裁

令和3年10月1日 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ぎふ長良川の鶺鴒(以下「鶺鴒」という。)の閉幕後の11月1日から翌年3月18日までの間(以下「オフシーズン」という。)において、民間事業者が実施する岐阜市観覧船(以下「観覧船」という。)活用事業に対して、公益財団岐阜観光コンベンション協会(以下「協会」という。)が、観覧船事業の促進及び鶺鴒観覧客の誘致を目的に行う民間活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる民間事業者は、以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 観光庁長官又は都道府県知事登録旅行業者
- (2) 都道府県知事登録旅行サービス手配業者
- (3) 前各号のほか前条の目的に合致していると認められる事業を実施する民間の団体又は事業者(個人が行う事業及び事業者が従業員等の福利厚生を目的として行う事業は除く)

2 前条に掲げる者のうち以下各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- (3) 前2号に規定する者と密接な関係を有する者。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象事業者がオフシーズンに実施する以下のすべてを満たす事業とする。

- (1) 第1条の目的に合致していると認められる事業でかつ別表1に掲げる観覧船を一日あたり2隻までの範囲内で遊覧貸切利用する事業
- (2) 前号の事業実施にあたり、別表2に掲げる要件のうち一つ以上を満たす広告を行い、乗船者を募集する事業

2 この要綱に定める補助金以外の補助金等(この要綱と同一の目的で、国、地方公共団体から交付される補助金、負担金又は助成金)が併給されないものであること。

(補助対象事業の実施期間等)

第4条 補助対象事業の実施期間及び実施時間は、以下のとおりとする。

- (1) 実施期間 第1条に定めるオフシーズンに実施する事業。ただし、協会が別に設ける除外日を除く。
- (2) 実施時間 午前10時から午後9時までの間に観覧船を利用する事業。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の区分、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表3のとおりとする。

2 協会は、補助対象事業者が、別表3中、補助対象経費の欄に掲げる(1)から(4)を併用して広告宣伝を行った場合において、同表に基づきそれぞれ補助限度額を上限として算定した額のうち最も高額なものに対してのみ補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、実施年度分ごとに補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、協会理事長(以下「理事長」という。)に対して、補助対象事業を催行する日の1か月前までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、実施年度分ごとに補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかにその決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第8条 申請者は、補助金交付決定後において、やむを得ない事情により補助対象事業を中止しようとする場合又は補助対象事業を変更(理事長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合は、あらかじめ実施年度分ごとに観覧船の民間活用推進事業中止(変更)申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、実施年度分ごとに当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、速やかにその変更決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業に係る関係書類を整備しておくとともに、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しておかななければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業のうち補助金の交付決定があった日の属する年度の実施分が完了したときは、実施年度分ごとに速やかに観覧船の民間活用推進事業実績報告書(様式第5号)及び観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績(様式第6号)に、別表4の左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表の右欄に定める提出書類その他理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実施年度分ごとに当該実績報告に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、前条の規定による確定の通知を受けたときは、実施年度分ごとに速やかに補助金交付請求書(様式第8号)を理事長に提出することにより、補助金の交付の請求をしなければならない。

(交付の決定の取消し)

第13条 理事長は、補助金(の変更)交付の決定を受けた者が、補助対象事業に関して次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 第2条2項各号のいずれかに該当することが判明したとき

- 2 第7条及び第8条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第14条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第15条 理事長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助金の交付の決定を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

別表1（第3条第1項第1号関係）

船名	令和3年度 乗船定員数	旧乗船定員数	備考
さくら丸	28人	40人	トイレ付
長良丸	21人	30人	トイレ付

別表 2 (第 3 条第 1 項第 2 号関係)

要 件	
(1)印刷したチラシの場合	<ul style="list-style-type: none"> ①A 4 版以上のサイズを有する印刷物であること ②表面に「協力：(公財) 岐阜観光コンベンション協会」と表記すること ③事業名称等に岐阜市を連想させるフレーズが使用されたものであること
(2)デジタルチラシの場合	<ul style="list-style-type: none"> ①デジタルチラシ又は PDF で WEB サイトに掲載されたもので、印刷時に A 4 版以上のサイズを有すること ②表面に「協力：(公財) 岐阜観光コンベンション協会」と表記すること ③事業名称等に岐阜市を連想させるフレーズが使用されたものであること
(3)WEB サイトへの掲載の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① (2) ①以外で、事業内容等に関して WEB サイトで情報提供するものであること ②上記 WEB サイト内に「協力：(公財) 岐阜観光コンベンション協会」と表記すること ③事業名称等に岐阜市を連想させるフレーズが使用されたものであること

別表 3 (第 5 条関係)

補助金の区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
広告料	(1) 当事業単体でチラシ (デジタルチラシ、PDF を含む) を作成した場合の作成経費で以下に掲げるもの ・デザイン料 ・編集・構成費 ・印刷費 ・WEB サイトへの掲載費用	左記補助対象経費の合計額で、右記補助限度額を上限として協会が算定した額	1 事業あたり 15 万円。 ただし、旅行商品の場合は、1 社につき 2 事業まで。
	(2) 他事業と当事業を併載したチラシ (デジタルチラシ、PDF を含む) を作成した場合の作成経費で以下に掲げるもの ・デザイン料 ・編集・構成費 ・印刷費 ・WEB サイトへの掲載費用	同上	1 事業あたり 10 万円。 ただし、旅行商品の場合は、1 社につき 2 事業まで。
	(3) 主催者運営の WEB サイトに当事業の事業内容等に関する専用ページを立ち上げた場合の経費で以下に掲げるもの ・デザイン料 ・編集・構成費 ・WEB サイトへの掲載費用	同上	1 事業あたり 5 万円。 ただし、旅行商品の場合は、1 社につき 2 事業まで。
	(4) 主催者運営の WEB サイトに他事業との併載により当事業の事業内容等に関するページを設けた場合の経費で以下に掲げるもの ・デザイン料 ・編集・構成費 ・WEB サイトへの掲載費用	同上	1 事業あたり 3 万円。 ただし、旅行商品の場合は、1 社につき 2 事業まで。
集客奨励		観覧船乗船者 (添乗員を除く) 1 人あたり 500 円	1 事業あたり 10 万円

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を減じた額とする。
- 2 補助金の区分ごとの補助金額を合計して得た額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表 4 (第 10 条関係)

補助金の区分	提出書類	
広告料	(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第 6 号)	1 部
	(2) 以下のうち該当するもの ①作成したチラシ(デジタルチラシ、PDF を打ち出したもの含む) ②WEB サイト掲載ページの写し	2 部
	(3) チラシ等の作成経費に係る請求書(写)又は内訳が分かる書面	1 部
集客奨励	(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第 6 号)	1 部

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 様

(申請者)
所在地 _____
名称 _____
代表者名 _____
旅行業登録番号（該当の場合） _____

観覧船の民間活用推進事業補助金交付申請書（ 年度 実施分）

岐阜観光コンベンション協会岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業の名称	
補助金交付 申請額等	円（①+②）
	<p>【内訳等】</p> <p><input type="checkbox"/> ① 広告料 _____ 円（上限 20 万円）</p> <p>◆事業実施期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）</p> <p>◆広告媒体 <input type="checkbox"/> チラシ （<input type="checkbox"/> 独自印刷物 <input type="checkbox"/> 併載印刷物 <input type="checkbox"/> デジタル <input type="checkbox"/> PDF） <input type="checkbox"/> WEB サイト（<input type="checkbox"/> 独自 <input type="checkbox"/> 併載） > URL: _____ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p> <p><input type="checkbox"/> ② 集客奨励 _____ 円（上限 10 万円） @500 円 × 観覧船乗船予定人数 _____ 人</p> <p>◆実施日ごとの観覧船乗船予定人数</p> <p>1) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 2) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 3) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 4) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 5) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 6) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 7) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 8) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 9) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 10) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人</p>
添付書類	<p>1 事業行程表 2 参加者負担金を明示した事業経費見積書 3 旅行業登録票の写し（該当の場合のみ） 4 その他</p>

【担当者名および連絡先】

部署名 _____ 担当者名 _____
連絡先 Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____

※本様式は補助対象事業の実施年度ごとに提出してください。

様

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長

観覧船の民間活用推進事業補助金交付決定通知書 (年度 実施分)

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、岐阜観光コンベンション協会岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助対象事業の名称	
補助金交付決定額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (500円 × 人)
交付条件	1 補助事業の実施にあたっては、岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。 2 補助対象事業の執行方法が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 3 補助対象事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。
備考	理事長が必要と認めたときは、監査、調査等を行うことがあります。

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長様

(申請者)
所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____
旅行業登録番号（該当の場合） _____

観覧船の民間活用推進事業中止（変更）申請書（ _____ 年度 実施分）

岐阜観光コンベンション協会岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

交付決定通知日	年 月 日
補助対象事業の名称	
補助対象事業の変更内容	
変更（中止）理由	
変更（中止）年月日	年 月 日（予定）
添付書類	

※本様式は補助対象事業の実施年度ごとに提出してください。

様

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理 事 長

観覧船の民間活用推進事業補助金変更交付決定通知書（ 年度 実施分）

年 月 日付けで事業中止（変更）申請のあった補助金の交付については、次のとおり変更交付決定したので、岐阜観光コンベンション協会岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助対象事業の名称	
補助金既交付決定額	円
	<p>【内訳】</p> <p>◆広告料 円</p> <p>◆集客奨励 円 (500円 × 人)</p>
変更後の補助金 交付決定額	円
	<p>【内訳】</p> <p>◆広告料 円</p> <p>◆集客奨励 円 (500円 × 人)</p>
交 付 条 件	<p>1 補助事業の実施にあたっては、岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。</p> <p>2 補助対象事業の執行方法が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。</p> <p>3 補助対象事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。</p>
備 考	<p>理事長が必要と認めたときは、監査、調査等を行うことがあります。</p>

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長様

(申請者)
所在地 _____
名称 _____
代表者名 _____
旅行業登録番号（該当の場合） _____

観覧船の民間活用推進事業実績報告書（ _____ 年度 実施分）

岐阜観光コンベンション協会岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知日	年 月 日										
補助対象事業の名称											
補助対象事業の完了年月日	年 月 日										
補助金交付決定額 (変更があった場合は 変更後の交付決定額)	円										
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (500円 × 人)										
添付書類	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">広告料</td> <td>(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第6号)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(2) 以下のうち該当するもの ①作成したチラシ(デジタルチラシ、PDF含む) ②WEBサイト掲載ページの写し</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>(3) チラシ等の作成経費に係る請求書(写)又は内訳が分かる書面</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>集客奨励</td> <td>(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第6号)</td> <td>1部</td> </tr> </table>	広告料	(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第6号)	1部	(2) 以下のうち該当するもの ①作成したチラシ(デジタルチラシ、PDF含む) ②WEBサイト掲載ページの写し	1部	(3) チラシ等の作成経費に係る請求書(写)又は内訳が分かる書面	1部	集客奨励	(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第6号)	1部
	広告料		(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第6号)	1部							
			(2) 以下のうち該当するもの ①作成したチラシ(デジタルチラシ、PDF含む) ②WEBサイト掲載ページの写し	1部							
		(3) チラシ等の作成経費に係る請求書(写)又は内訳が分かる書面	1部								
集客奨励	(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表 (様式第6号)	1部									

※本様式は補助対象事業の実施年度ごとに提出してください。

観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績 (年度 実施分)

補助対象事業の名称

1 広告等実績

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
掲載 URL	※デジタルチラシ、PDF 又は事業内容等を掲載した WEB サイトの URL をご記入ください。
印刷物作成の場合の発行部数	部

2 集客実績

通番	催行年月日	参加者数	うち観覧船乗船者数
1	年 月 日	人	人
2	年 月 日	人	人
3	年 月 日	人	人
4	年 月 日	人	人
5	年 月 日	人	人
6	年 月 日	人	人
7	年 月 日	人	人
8	年 月 日	人	人
9	年 月 日	人	人
10	年 月 日	人	人
計	催行日数 日	人	人

※本様式は補助対象事業の実施年度ごとに提出してください。

様

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理 事 長

観覧船の民間活用推進事業補助金確定通知書 (年度 実施分)

年 月 日付けで(変更)申請のあった補助金の交付については、次のとおり補助金の額を確定したので、岐阜観光コンベンション協会岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

(変更)交付決定通知日	年 月 日
補助対象事業の名称	
補助金交付決定額 (変更があった場合は 変更後の交付決定額)	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (500円 × 人)
補助金確定額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (500円 × 人)

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長様

(申請者)
所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____
旅行業登録番号（該当の場合） _____

観覧船の民間活用推進事業補助金交付請求書（ _____ 年度 実施分）

岐阜観光コンベンション協会岐阜市観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

補助対象事業の名称	
補助金請求額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (500円 × _____ 人)
振込先金融機関名	銀行・信用金庫 本店 信用組合・農協 支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)

※本様式は補助対象事業の実施年度ごとに提出してください。